

下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託 最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の委託（以下「調査設計等業務委託」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「規程」という。）第173条第1項の規定による最低制限価格の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格の対象は、調査設計等業務委託のうち、総務課が競争入札を執行するもの及び管理者が別に指定するものとする。

(周知)

第3条 最低制限価格を適用する旨を、規程第166条第1項の規定による公告及び第181条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

(1) 別表1業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格基準額の欄に定める額（当該額が別表2上限額の欄に定める額を超える場合は、別表2上限額の欄に定める額とし、別表2下限額の欄に定める額に満たない場合は、別表2下限額の欄に定める額とする。）の合計額（当該合計額が1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ、100万円未満の場合は千円未満を切り上げる。）とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、設計金額の全てを見積により算出し

たものについては、申込入札価格（設計金額を超えるものを除く。）の下位5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の相加平均値（千円未満切り捨て）に0.85を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

（下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度試行実施要領の廃止）

- 2 下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度試行実施要領（平成27年5月18日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に公告又は通知を行うものから適用する。

別表 1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接測量費の額 ・ 測量調査費の額 ・ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 各項目の小数点以下を切り捨てた額の合計額
土木関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費の額 ・ 直接経費の額 ・ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ・ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額 各項目の小数点以下を切り捨てた額の合計額
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接調査費の額 ・ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ・ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ・ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額 各項目の小数点以下を切り捨てた額の合計額
建築関係の建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費の額 ・ 特別経費の額 ・ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ・ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 各項目の小数点以下を切り捨てた額の合計額
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費の額 ・ 直接経費の額 ・ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ・ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額 各項目の小数点以下を切り捨てた額の合計額

別表 2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.2を乗じて 得た額（小数点以下 切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて 得た額（小数点以下切 り捨て）
土木関係の建設コン サルタント業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.1を乗じて 得た額（小数点以下 切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて 得た額（小数点以下切 り捨て）
地質調査業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.5を乗じて 得た額（小数点以下 切り捨て）	設計金額（税抜き）に 3分の2を乗じて得 た額（小数点以下切り 捨て）
建築関係の建設コン サルタント業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.1を乗じて 得た額（小数点以下 切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて 得た額（小数点以下切 り捨て）
補償関係コンサルタ ント業務	設計金額（税抜き）に 10分の8.1を乗じて 得た額（小数点以下 切り捨て）	設計金額（税抜き）に 10分の6を乗じて 得た額（小数点以下切 り捨て）